

学校いじめ防止基本方針

美波町立由岐中学校

いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

I 基本的な考え方

- 1 教育活動全体を通じ、全ての生徒に生命の大切さを指導するとともに、「いじめは決して許されない」ことの意味を徹底する。そして、生徒の豊かな情操や道徳心の向上、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する素地を養う。
- 2 いじめはどの子にも起こり得る、どの子も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- 3 ささいな兆候であっても、いじめを疑い、早い段階から複数の教職員で慎重かつ的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。そして、いじめを確認した場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 4 いじめられた生徒の立場に立ち、必ず守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。
- 5 より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- 6 いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、日頃から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

【基本的な取り組み】

- 1 あらゆる教育活動を通じて、生命尊重を指導するとともに、人権感覚の向上や道徳心の向上をめざし、いじめを絶対に許さない、だれもが安心して豊かに生活できる学校をつくる。
- 2 生徒が主体となって、いじめのない集団をつくるという意識を育むため、発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう指導・支援する。
- 3 いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守りとおす。
- 4 いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめをしない生徒に育てる。
- 5 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協力を努め、ともに解決できるようにする。

【教職員の基本的な認識】

「いじめ問題」には、どのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認識された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。教職員は、以下の点について基本的な認識を持ち、いじめ防止・解決に向けて学校全体で取り組む。

- 1 いじめは、どの生徒にも起こり得る問題である。
- 2 いじめは、学校における人権教育の中で重大な人権課題であり、解決すべき問題である。
- 3 いじめは、表面化しにくい問題であることを認識し、情報収集や対応手順の徹底を行い、早期発見・早期対応に努めることが解決を図るうえで最も大切なことである。
- 4 いじめは、いじめる側に問題があるという認識を持ち、いじめられる側の立場に立ち、問題解決に取り組む。
- 5 いじめは、その行為の様態により暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触することが多い。
- 6 いじめは、学校・家庭・地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- 7 問題解決後も、再発や潜在化を防ぐため、きめ細かな観察や指導・情報収集が必要である。

II 未然防止

- 1 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、生徒一人一人に徹底する。
- 2 教育活動全体を通じて、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- 3 全ての生徒に心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- 4 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- 5 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 6 いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、指導のあり方に注意を払うなど、いじめ問題への対応力の向上に努める。

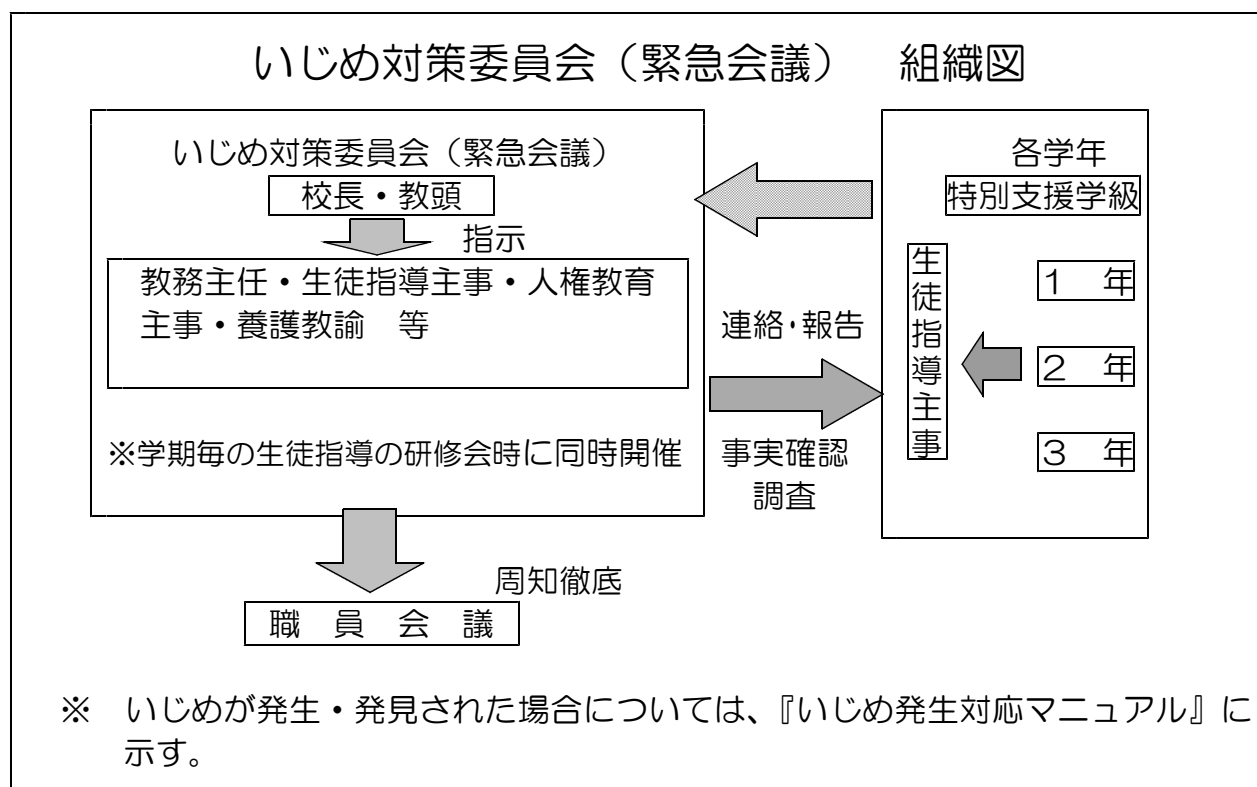
III 早期発見・早期対応

- 1 各学期の始業式及び入学式等において、すべての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談ができるよう働きかける。
- 2 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- 3 全生徒を対象としたいじめ発見のための「生活アンケート調査」を定期的（7月、12月、3月）に実施することに加え、「個別面談」や「生活ノート」の記述等から、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、いじめ対策委員会において組織的に判断する。
- 4 子どものSOS相談窓口を集約して周知する等、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 5 いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- 6 生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- 7 生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- 8 いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査する。いじめを認知した場合は、速やかに町教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

9 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

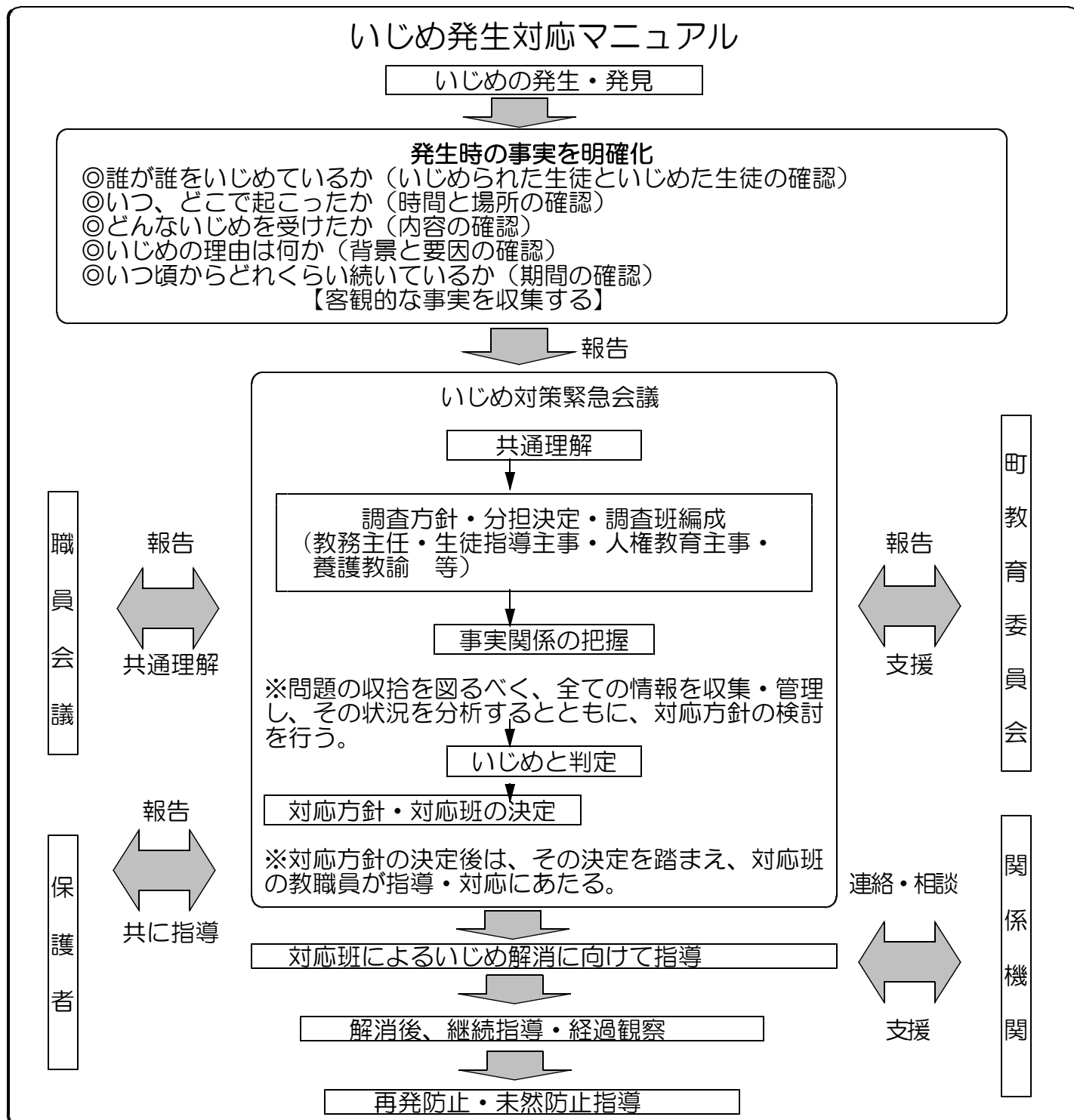
IV 校内指導体制

- 1 「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う。
- 2 いじめを生まない風土を形成するため、「予防的」「開発的」な取組をあらゆる教育活動において展開する。
- 3 いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ対策委員会」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ防止対策を行う。
- 4 組織が有効に機能しているかどうかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。



V いじめが発生した場合の組織的対応

- 1 いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、教職員が一人で抱え込まず、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- 2 対策委員会において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- 3 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- 4 いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。



生命または心身の安全が脅かされるいじめが発生した場合の対処

- 1 速やかに町教育委員会へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 2 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、緊急保護者会を開催する。
- 3 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応の窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

いじめへの対処

1 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- (2) いじめ防止等の対策のために組織において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- (3) 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- (4) いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

2 いじめられた生徒、保護者への支援

- (1) いじめられた生徒を徹底して全力で守りぬく。
- (2) いじめられた生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- (3) 複数教員による家庭訪問を行う。
- (4) 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- (5) 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- (6) スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

3 いじめた生徒への指導と保護者への助言

- (1) 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- (2) いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- (3) いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- (4) 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

4 他の生徒への指導

- (1) 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- (2) 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- (3) 生徒自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進を図るなどにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

5 教育委員会等への報告と連携

- (1) いじめを認知した場合は、学校長が速やかに町教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- (2) 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

6 関係機関への相談・通報

- (1) 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱うべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- (2) 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- (3) ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

● 警察に相談又は通報すべきいじめの事例

学校で起こり得る事案の例	該当し得る犯罪
<ul style="list-style-type: none"> ・ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。(刑法第208条) ・無理やりズボンを脱がす。 	暴行 (刑法第208条)
<ul style="list-style-type: none"> ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。 	傷害 (刑法第204条)
<ul style="list-style-type: none"> ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸お尻を触る。 	不同意わいせつ (刑法第176条)
<ul style="list-style-type: none"> ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。 ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。 	恐喝 (刑法第249条)
<ul style="list-style-type: none"> ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。 ・財布から現金を盗む。 	窃盗 (刑法第235条)
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車を壊す。 ・制服をカッターで切り裂く。 	器物損壊等 (刑法第261条)
<ul style="list-style-type: none"> ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛を感じる行為をさせる。 	強要 (刑法第223条)
<ul style="list-style-type: none"> ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。 	脅迫 (刑法第222条)
<ul style="list-style-type: none"> ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。 	名誉毀損、侮辱 (刑法第230条、231条)

<ul style="list-style-type: none"> 同級生に対して「死ね」と言ってそののかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。 	<p>自殺関与（刑法第202条）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。 同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。 同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。 友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 	<p>児童ポルノ提供等 （児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条）</p>
<ul style="list-style-type: none"> 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。 	<p>私事性的画像記録提供（リベンジポルノ） 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条）</p>

VI 地域・家庭・関係諸機関との連携

- 生徒の日常生活において、いじめをなくし健全育成を図っていくためには、生徒の関わる学校関係団体の地域組織や行政施設・機関等との幅広い連携・協力を進めていくことが不可欠である。
- いじめの事案解決にあたっては、学校による対応の範囲を超える場合もあり、状況に応じて、行政機関や専門機関との速やかな連携が図れるような関係作りに取り組む。
- 保護者が生徒の教育について第一義的責任を負うということを踏まえ、規範意識等を養うための指導をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要である。PTAや地域の関係団体等と学校がいじめ問題も含めた生徒の現状について共通理解を図り、連携し協働で取り組むように努める。
- 学校が家庭・地域と一体となって地域ぐるみで生徒を育てる体制づくりを進めていく中で、いじめの防止等についても対応を図る。

VII いじめ防止指導計画

- いじめの未然防止のためには、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体で組織的・計画的に取り組む。
- いじめ問題解決の重要性をすべての教職員が認識し、未然防止に組織的に取り組むようにする。

- 3 いじめの様態や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で練り上げ、教職員間の共通理解を図るようにする。
- 4 いじめ問題については、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実に行うなど、学校全体で組織的に対応するようにする。
- 5 教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ防止対策を推進する。

(1) 学校全体としての年間計画

月	校長・教頭・教務・学年主任	いじめ対策委員会	★学級・☆職員会・研修等	保護者啓発
4月	各学年実態把握	「いじめ実態把握調査」の実施・検討会	☆「いじめ防止基本方針」の共通理解 ★人権を基盤とした学級経営 ★よりよい人間関係づくり	
5月			☆校内研修 (いじめ防止基本方針の共通理解・いじめ実態把握調査)	家庭におけるいじめ発見チェックリスト」実施
6月			☆「いじめ発見チェックリスト」考察	
7月			★「生活に関するアンケート」の実施 校内人権意見発表会	
8月				
9月		「いじめ実態把握調査」の実施・検討会	☆「いじめ発見チェックリスト」考察	家庭におけるいじめ発見チェックリスト」実施
10月				
11月				
12月			★「生活に関するアンケート」の実施	
1月		「いじめ実態把握調査」の実施・検討会	☆「いじめ発見チェックリスト」考察	家庭におけるいじめ発見チェックリスト」実施

事案発生時：いじめ対策緊急会議の開催

事案発生時：いじめ対策緊急会議の開催

2月				「きずな」発行 (年1回発行)
3月		本年度のまとめ 来年度への課題	★「生活に関するアンケート」 の実施☆本年度のまとめ 来年度への課題	本年度のまとめ 来年度への課題

(2) 各学年の年間計画

	「いじめの防止等の対策のための組織」・校内研修等	1年	2年	3年
4月	学校基本方針の説明、 指導体制や指導計画の 公表・周知 校内研修	生活OT PTA参観日 PTA総会 家庭訪問	生活OT PTA参観日 PTA総会 家庭訪問	生活OT PTA参観日 PTA総会 家庭訪問
5月	保護者向けチェックリ スト配付	教育相談 挨拶や遅刻、集会の 態度等生活指導 遠足 異学年集団学習	教育相談 学活・集会等の学習 マナーの指導 修学旅行 平和学習 異学年集団学習	教育相談 学活・集会等の学習 マナーの指導 遠足 異学年集団学習
6月		人権問題啓発ポスタ ー制作	人権問題啓発ポスタ ー制作	人権問題啓発ポスタ ー制作
7月	校内研修 生活アンケート調査 アンケート調査分析	校内人権意見発表会 個人懇談 校外補導	校内人権意見発表会 個人懇談 校外補導	校内人権意見発表会 三者面談 校外補導
8月	1学期取組点検評価・ 改善 取組の成果等の情報発 信と保護者啓発	文化祭に向けての班 活動	文化祭に向けての班 活動	文化祭に向けての班 活動
9月	校内研修	文化祭 小中合同運動会 地域との交流活動 祭礼への参加	文化祭 小中合同運動会 地域との交流活動 祭礼への参加	文化祭 小中合同運動会 地域との交流活動 祭礼への参加
10月	保護者向けチェックリ スト配付	教育相談 異学年集団学習 郡中音楽祭	教育相談 異学年集団学習 郡中音楽祭	教育相談 異学年集団学習 郡中音楽祭
11月	校内研修 研究授業	参観授業(人権教育) 中学生議会 思春期講演会	参観授業(人権教育) 職業体験活動 思春期講演会	参観授業(人権教育) 幼児ふれあい体験 思春期講演会

12月	生活アンケート調査 アンケート調査分析 2学期取組点検評価・ 改善	人権教育講演会 個人懇談 クリスマス フェスティバル	人権教育講演会 個人懇談 クリスマス フェスティバル	人権教育講演会 三者面談 クリスマス フェスティバル
1	保護者向けチェックリ スト配付	教育相談 ふるさと学習	教育相談	教育相談・進路相談
2	校内研修	教育相談 異学年集団学習	教育相談 異学年集団学習	教育相談・進路相談 異学年集団学習
3月	生活アンケート調査 アンケート調査分析 1年間の取組点検評価 ・改善と次年度の計画			

VIII その他

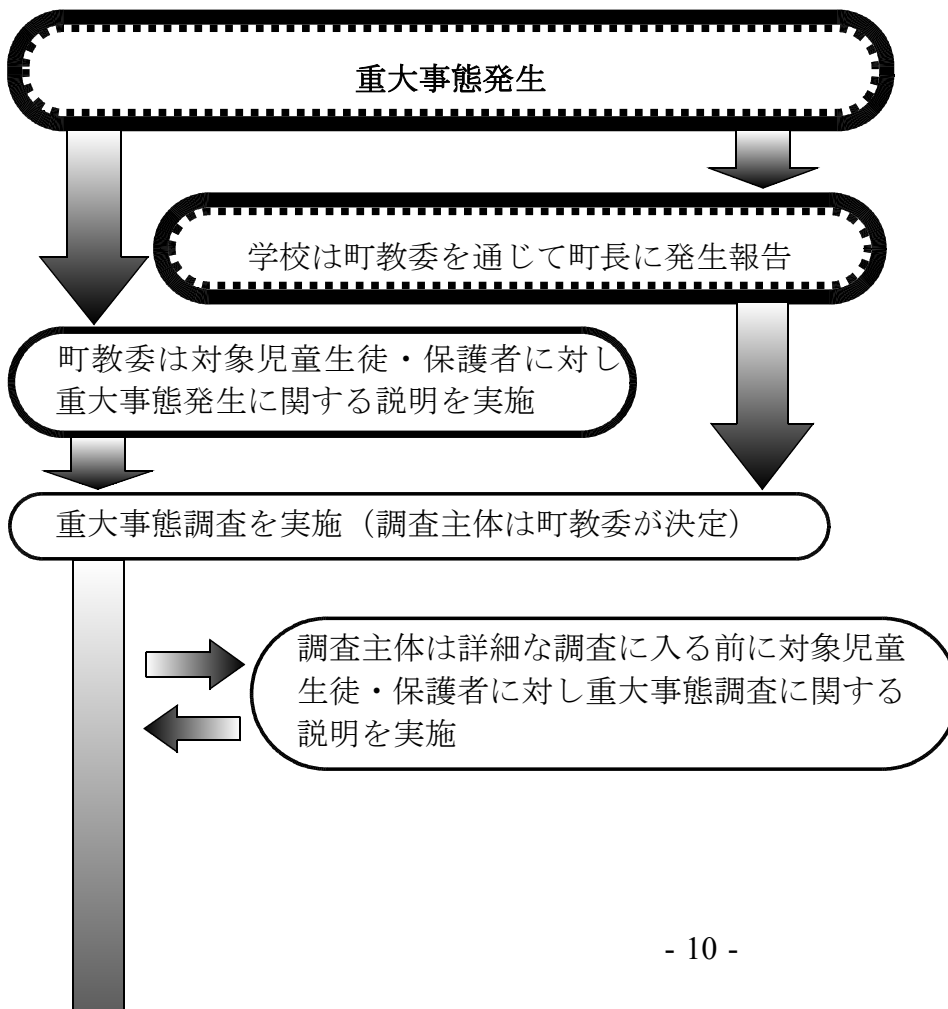
● 校内研修

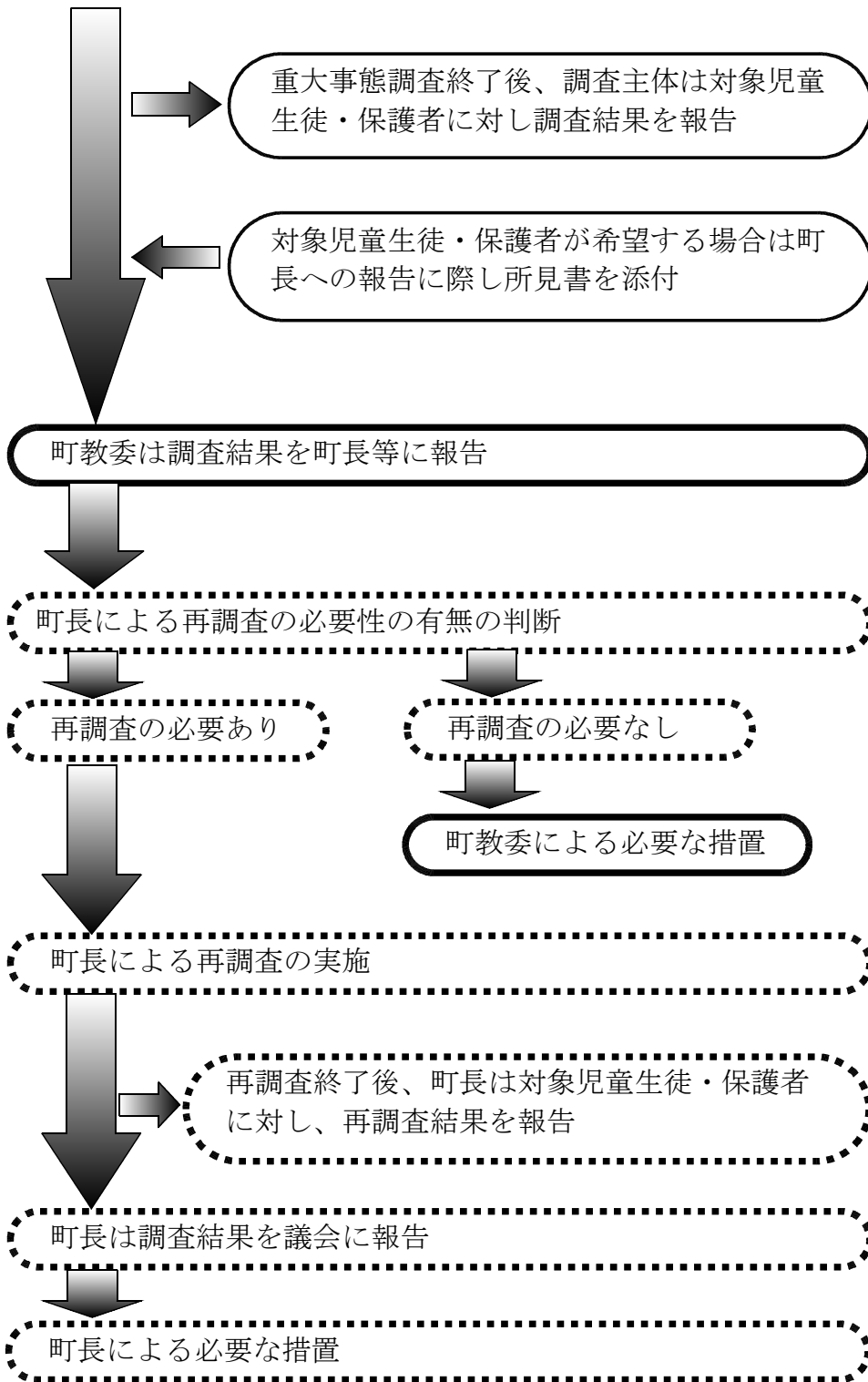
全ての教職員の共通理解を図るため、学期に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

● 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに美波町教育委員会に報告するとともに、美波町教育委員会と連携して対処する。

<重大事態発生から調査の流れ>





学校



設置者



調査主体



地方公共団体の長等

● 取組の評価

- 1 いじめ問題への取組等について、学校評価の項目に加え、自校の取り組みを評価する。
- 2 PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- 3 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。